

協議会立上げと既存会議体との在り方について

	権利擁護センターこくぶんじ 運営委員会 困難事例検討会	地域ケア会議 権利擁護部会	障害者地域自立支援協議会 相談支援部会
開催頻度	年4回+7回(困難事例検討会)	年2回	年3回(うち権利擁護に係る内容は適宜)
メンバー	【運営委員会】 ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士 ・精神科医 ・民生・児童委員 ・NPO法人 ・行政職員 など 【困難事例検討会】 ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士 ・オブザーバー	・権利擁護センター ・障害者基幹相談支援センター ・地域包括支援センター ・弁護士 ・行政職員 (経済課・障害福祉課・防災安全課) ・警察署(オブザーバー)	・障害者基幹相談支援センター ・地域活動支援センター ・相談支援事業者 ・障害福祉サービス事業者 ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 ・民生・児童委員 ・行政職員 (高齢福祉課・子育て相談室(子ども家庭支援センター)・生活福祉課・障害福祉課)

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>【運営委員会】</p> <p>権利擁護センターの運営について協議・検討</p> <p>【困難事例検討会】</p> <p>成年後見人等候補者や支援の方向性について協議・検討</p>	<p>高齢者の権利擁護における課題について協議・検討</p>	<p>相談支援機関の情報共有及びネットワーク構築，相談支援に係る個別事例への対応の在り方など（昨年度権利擁護に関するガイドブックを作成）</p> <p>※作業部会である相談支援事業所連絡会（基幹相談支援センター・相談支援事業者が出席）においても月1回（うち権利擁護に係る内容は適宜）</p> <p>協議・検討</p>
--	--	--------------------------------	--